

令和8年4月17日（金）

学校人事課給与係

担当 高橋、黒崎

連絡先 027-226-4600

臨時代理の承認について

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について）

学校人事課

1. 改正の概要

人事委員会勧告、人事委員会報告、人事院規則の改正及び義務教育費国庫負担金限度額算定方法の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

（1）群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

①人事委員会勧告、人事委員会報告事項に係る改正

ア．第二種初任給調整手当の新設

- ・給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を新設。

イ．通勤手当の改正

- ・自動車等使用者に対する通勤手当額の上限額を設定（70,080円）
- ・外部駐車場の利用に対する通勤手当額を引上げ（2,500円→5,000円）

ウ．令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率等の改正

エ．寒冷地手当の支給対象地域の見直し

②人事院規則の改正に係る改正

- ・扶養親族要件該当者に対する所得上限額引上げ（130万円→150万円）

③義務教育費国庫負担金限度額算定方法の変更に係る改正

- ・部活動指導手当の単価の引き上げ（日額2,700円→3,900円）

（2）昭和55年改正規則の一部改正

- ・通勤手当の改正に伴う改正

（3）平成18年改正規則の一部改正

- ・経過措置として規定した令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正

3. 施行期日

令和8年4月1日